

# 一般社団法人国立医療学会 定款施行細則

目次

- 第1章 会議（第1条—第12条）
  - 第2章 機関誌（第13条—第15条）
  - 第3章 学会（第16条）
  - 第4章 学術賞（第17条—第20条）
  - 第5章 会員（第21条—第22条）
  - 第6章 財産及び会計（第23条—第26条）
  - 第7章 事務局（第27条）
  - 第8章 定款施行細則の変更（第28条）
- 附 則

## 第1章 会議

（種別）

第1条 会議は、社員総会、理事会及び評議員会とし、社員総会は定期総会及び臨時総会とする。

（構成）

第2条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

（権能）

第3条 社員総会は、定款に規定するもののほか、次の事項について議決する。

（1）事業計画及び収支予算の決定

（2）事業報告及び収支決算の承認

- (3) 定款の変更に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第4条 理事会は、定款に規定するもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 社員総会及び評議員会に附議すべき事項
- (3) その他、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5条 評議員会は、定款に規定するものの他、次の事項について評議し意見を述べる。

- (1) 社員総会に附議すべき事項
- (2) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第6条 定期総会は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があった時、若しくは、監事が財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見し報告をする必要があるときに開催する。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 4 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第7条 会議は理事長が招集する。

- 2 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事長は、前条第2項又は第4項の規定に基づく請求があったときは、3

0日以内、前条第3項の規定に基づく請求があったときは5日以内に会議を招集しなくてはならない。

(議長)

第8条 社員総会、理事会及び評議員会の議長は、理事長又は副理事長とする。

(定足数)

第9条 社員総会及び評議員会は、構成員総数の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第10条 社員は、各一個の議決権を有する。

2 社員総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数の議決権を有する者の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 評議員会の議事にあつては、前項の規定を準用する。

(表決の委任)

第11条 やむを得ない理由のために社員総会及び評議員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第12条 社員総会及び評議員会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録を作成する。

2 議事録は、出席社員の中から選任された議事録署名人2名以上と議長がこれに署名もしくは記名捺印するものとする。

## 第2章 機関誌

(医療)

第13条 当法人の会員が、医学及び医療に関する研究等を発表するために当法人は機関誌を発表し、これを「医療」と称する。

2 「医療」は、原則として隔月に1回発行する。

(編集会議等)

第14条 「医療」の編集及び発行のために、当法人に「医療」編集委員会(以下編集委員会という。)を置く。

2 編集委員は互選により、編集委員長を定める。

3 編集委員長は、編集委員の中から副編集委員長を指名する。

4 「医療」編集事務のために、「医療」編集室を東京都目黒区に置く。

(投稿規定等)

第15条 前2条に定めるもののほか、「医療」の編集、発行、投稿規定等に関する事項は、編集委員会の議を経て、理事会で定める。

## 第3章 学会

(学会)

第16条 当法人は学会を開催することができる。

2 学会の運営に関することは別に定める。

## 第4章 学術賞

(塩田賞)

第17条 当法人の医学研究を振興し、かつ医療水準の向上をはかる目的をもって、本会は学術賞を制定し、故塩田広重博士の本会に対する功績を記念するために、これを「塩田賞」と称する。

(選考委員会)

第18条 塩田賞選考のために、本会に塩田賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会の委員は、理事長が編集委員会等に委嘱することができる。
- 3 選考委員会は互選により選考委員長を定める。

(選考手続)

第19条 定款第3条に掲げる施設の長は、前年に「医療」に掲載された論文の中から、優秀と認める論文3編以内を選んで理事長に推薦する。

- 2 選考委員会は、前項によって推薦された諸論文の中から受賞論文数編を選考して理事長に報告し、理事会でこれを承認する。

(受賞)

第20条 理事長は、受賞論文の発表者に塩田賞を授与する。

- 2 塩田賞の受賞者に副賞を授与する。副賞は、原則として記念品とする。

## 第5章 会員

(会費)

第21条 正会員及び賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人の場合

医師・・・年額9,000円

上記職種以外・・・年額4,500円

(2) 法人の場合・・・年額11,400円

(名誉理事長)

第22条 当法人に名誉理事長を置くことができる。

- 2 前項の役職は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 名誉理事長は当然に名誉会員となることができる。

## 第6章 財産及び会計

### (資産の構成)

第23条 当法人の資産は、会費、寄附金品、その他の収入をもって構成する。

### (資産の管理)

第24条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。

### (資産の支弁)

第25条 当法人の経費は資産をもって支弁する。

### (決算)

第26条 毎事業年度、決算書及び附属明細書を作成し、監事による監査を受けた後、社員総会における議決を経なければならない。

## 第7章 事務局

### (事務局)

第27条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局の職員は理事長が任免する。

## 第8章 定款施行細則の変更

### (定款施行細則の変更)

第28条 この定款施行細則の変更については、理事会において出席した構成員の3分の2以上の議決権を有する者の賛成をもって決する。

附 則

(施行期日)

この定款施行細則は、平成19年6月1日、有限責任中間法人国立医療学会  
設立登記の日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日改正)

(施行期日)

この定款施行細則は、平成20年5月27日から施行する。

附 則 (平成20年11月21日改正)

(施行期日)

この定款施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日改正)

(施行期日)

この定款施行細則は、平成21年6月5日から施行する。

附 則 (平成22年11月26日改正)

(施行期日)

この定款施行細則は、平成22年11月26日から施行する。

附 則 (平成27年6月5日改正)

(施行期日)

この定款施行細則は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成29年6月2日改正）

（施行期日）

この定款施行細則は、平成29年6月2日から施行する。

附 則（令和2年11月27日改正）

（施行期日）

この定款施行細則は、令和3年4月1日から施行する。